

令和元年11月25日

林弘法律事務所
弁護士 山中理司様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表03-3580-4111(内線2036))

行政文書開示請求について（意思確認）

標記について、下記のとおり確認を求めるので、本年11月29日（金）までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和元年10月29日（火）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和元年10月30日（水）

3 請求する行政文書の名称等

選挙運動に従事できないことが、「現に社会生活を営むに当たり障害となっている」に該当するかどうかが分かる文書（令和元年の御即位恩赦に関するもの）」

4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について

令和元年10月29日付け行政文書開示請求書（同年10月30日受付）の記

1 「請求する行政文書の名称等」欄に、上記3のとおり記載されたことについて、あなたの請求の趣旨が、「選挙運動に従事できないことが、「現に社会生活を営むに当たり障害となっている」に該当するかどうか」について直接言及している文書ということであれば、法務省本省では、請求の趣旨に該当すると思われる行政文書を保有していません。

ただし、あなたの請求の趣旨に近いと思われる行政文書として、「現に社会生活を営むに当たり障害となっている」に関する定めのある通達を以下のとおり保有しております、当該通達の記第5の2がこれに該当します。

令和元年10月22日付け法務省刑事局長、法務省矯正局長、法務省保護局長依命通達「即位の礼に当たり行う特別恩赦基準の運用について」

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

5 開示請求手数料等について

上記4に記載されている行政文書の開示を請求される場合、開示請求件数は1件、開示請求手数料は300円となります。

現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙300円分を受領していま

すので、開示請求手数料に過不足はありません。

なお、本件開示請求を取り下げられる場合は、本件開示請求書及び300円分の収入印紙を返戻いたします。